

報告 地域がん登録事業に関する 個人情報保護法の取扱いについて

奥田 浩嗣
厚生労働省生活習慣病対策室

地域がん登録事業については、健康増進法の制定以来、同法第 16 条に基づき実施されているところであり、

いわゆる個人情報保護法といった場合、ご存知のことと思いますが「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」を指します。これらが平成 15 年 5 月に制定されて以来、それまで地域がん登録事業に協力してきた医療機関が協力を拒むケースがいくつもでてきており、この動きが全国的に拡大するおそれがあるとの意見が地域がん登録事業の関係者から寄せられていました。

そこで、地域がん登録事業に関する個人情報保護法の取扱いにつき考え方を整理したものをお示しする必要が出てきたわけであり、

平成 16 年 1 月 8 日付けで都道府県知事、政令市長、特別区長宛に発出された健康局長通知（健発 第 0108003 号）でお示ししている趣旨は、いわゆる個人情報保護法が平成 15 年 5 月に制定され、平成 17 年 4 月までにすべての条項が施行されることとなっていることから、法令に従い個人情報の保護に十分な配慮をしていただくことが重要ですが、地域がん登録事業の取扱いについては、利用目的による制限や第三者提供の制限の適用除外の事例に該当するという

ことであります。ただし個人情報の保護に十分な配慮をしていただく観点から「地域がん登録の精度向上に関する研究」班により平成 8 年に策定されたガイドライン「地域がん登録における情報保護」についても参考としていただくことをお願いするものであります。なお内容につ

賛助（寄付）団体（敬称略、順不同）

日本対がん協会	大阪対ガン協会
明治安田生命保険相互会社	第一生命保険相互会社
アメリカンファミリー生命保険会社*	
大同生命厚生事業団	日本郵政公社金融総本部
三共株式会社	アストラゼネカ株式会社
富士レビオ株式会社	中外製薬株式会社（大阪）
伏見製薬株式会社	大鵬薬品工業株式会社
エーザイ株式会社	ワイス株式会社
堀井薬品工業株式会社	大塚製薬株式会社
塩野義製薬株式会社	ノバルティスファーマ株式会社*
シェリング・プラウ株式会社	中外製薬株式会社（本社）
ファイザー株式会社*	住友製薬株式会社
株式会社ウイッツ	(*印は2口)

いては内閣官房個人情報保護担当室及び総務省行政管理局行政情報システム企画課個人情報保護室と協議を行い了解を得ているものであります。

さて今年度からスタートした第3次対がん戦略研究事業のなかで神戸大学大学院法学研究科の丸山先生を主任研究者とする「地域がん登録の法的倫理的環境整備に関する研究」が開始されることとなりました。この研究班では国内および海外の主要国のがん登録の実情を把握し、法的倫理的観点から検討を加えて頂けるものと承知しています。

有効ながん対策を講じていくためには正確ながんの実態把握が欠かせないことは論を俟たないわけですが、それだけに個人情報保護法が制定され、個人情報保護に対する国民意識が高まってきているこの時期に、経験豊富な法律の専門家によって問題点の整理が行われることに大いに期待をしているところであります。

目次

報告	1	登録室便り	7
標準化進捗状況	2	第 13 回総会研究会案内	7
標準登録システム開発	3	第 26 回 IACR 参加案内	9
IACR ガイドライン	5	編集後記	10
ICD-O 第 3 版の紹介	6	関連学会一覧	10

(参考)

記

1. 健康増進法(平成14年法律第103号)第16条に基づく地域がん登録事業において、民間の医療機関が国又は地方公共団体へ診療情報を提供する場合は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第16条第3項第3号及び第23条第1項第3号に規定する「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」の適用除外の事例に該当する。
2. 地域がん登録事業において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第1項に規定する行政機関に該当する医療機関が、国又は地方公共団体へ診療情報を提供する場合は、同法第8条第2項第3号に規定する「利用及び提供の制限」の適用除外の事例に該当する。
3. 地域がん登録事業において、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等に該当する医療機関が、国又は地方公共団体へ診療情報を提供する場合は、同法第9条第2項第3号に規定する「利用及び提供の制限」の適用除外の事例に該当する。

第3次対がん総合戦略研究事業「がん予防対策のためのがん罹患・死亡動向の実態把握の研究」班における地域がん登録整備の取り組み

祖父江 友孝
国立がんセンターがん予防・検診研究センター
情報研究部

平成15年度に厚生労働科学研究費補助金(がん予防等健康科学総合研究事業)の指定研究班として発足した「がん予防対策のためのがん罹患・死亡動向の実態把握の研究」班(主任研究者 祖父江友孝)が、平成16年度から始まる第3次対がん総合戦略研究事業研究分野7の指定研究班として継続採択されました。やや前後しますが、本年4月21日に上記研究班地域がん登録ワーキンググループ打ち合わせ会を行い、昨年度から協議して参りまし

た「目標と基準」「基準モニタリング項目(第1期)」「標準登録票項目」の3点について、研究班の合意事項として採択しました。詳細は本研究班のホームページ(<http://ncrp.ncc.go.jp>)に逐次掲載していきますので、ご参照下さい。以下、上記3点について概説します。

「目標と基準」とは、第3次対がん総合戦略事業における地域がん登録の整備を開始するに当たり、地域がん登録が今後10年で達成すべき条件を「目標」、ある時点で一定水準を満たしていると判断する条件を「基準」と称し、「基準」を定期的に確認して底上げすることにより、「目標」の達成をより確実にする目的で設定しました。「目標と基準」は、以下の8項目からなります。

目標と基準1: がん登録事業実施に関する公的承認を得ていること

目標と基準2: がん登録に必要な項目に関して、収集・管理・提供が可能なこと

目標と基準3: 登録の完全性 1に関する条件を満たしていること

1 登録の完全性: 登録漏れがないかどうかなど登録の量的な精度を意味する。

目標と基準4: 登録の即時性 2に関する条件を満たしていること

2 登録の即時性: がん対策等に罹患集計を有効に利用するための迅速さを意味する。

目標と基準5: 登録の品質 3に関する条件を満たしていること

3 登録の品質: 質の高い罹患データを収集するための登録の質的な精度を意味する。

目標と基準6: 予後追跡調査を行い、追跡率が条件を満たしていること

目標と基準7: 報告書作成を行っていること

目標と基準8: 登録資料の研究的利用の手続きが整備されていること

これらのうち最後を除く7項目は、アメリカの疾病予防管理センター(Centers for Disease Control and Prevention)が行っている米国がん登録全国プログラム(National Program of Cancer Registries)がプログラムを開始するに当たって、1994~1999年の5年間に満たすべき